

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【趣旨】

本条の規定は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第15条第1項の規定に基づき、本条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めることとしたものである。

### 【解説】

本条例では、個別の条において、次のとおり規則に委任する旨を定めている。

#### ① 分煙の方法（第2条第7号）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(7) 分煙 第2種施設における公共的空間を、規則で定めるところにより、喫煙することができる区域（以下「喫煙区域」という。）と喫煙禁止区域とに分割することをいう。

#### ② たばこの煙の流出防止措置の内容（第11条）

(喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出の防止)

第11条 施設管理者は、第9条第2項の規定により分煙の措置を講じ、又は前条の規定により喫煙所を設けたときは、当該分煙の措置により設けられた喫煙区域又は当該喫煙所から喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するために必要な措置として規則で定める措置を講じなければならない。その管理する公共的施設における公共的空間以外の区域が喫煙禁止区域に隣接する場合の当該公共的空間以外の区域についても、同様とする。

#### ③ 表示の方法及び標識の様式（第15条第1項）

(表示等)

第15条 施設管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定めるところにより、当該各号に定める表示をしなければならない。

(1) 第1種施設及び禁煙の措置を講じた第2種施設 当該公共的施設の入り口に、当該公共的施設における公共的空間の全部が喫煙禁止区域である旨

(2) 分煙の措置を講じた第2種施設 当該第2種施設の入りに、当該第2種施設における公共的空間の一部が喫煙禁止区域である旨

(3) 喫煙区域 当該喫煙区域の入りに、喫煙区域である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨

(4) 喫煙所 当該喫煙所の入りに、喫煙所である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨

(5) 第20条第1項第1号の規定による認定を受けた第2種施設 当該第2種施設の入りに、特定の者以外の者及び未成年者の立入りを禁止する旨

(6) 第20条第1項第2号の規定による認定を受けた第1種施設 当該第1種施設の入りに、たばこ又は喫煙具の販売を目的とする喫煙が許されている旨及び未成年者の立入りを禁止する旨

2 (略)

④ 公表する事項（第18条第1項）

（公表）

第18条 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定による勧告に従わない施設管理者が管理する公共的施設の名称、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 （略）

⑤ 適用除外認定施設に係る申請手続（第20条第2項）

（知事が認定する公共的施設）

第20条 次の各号のいずれかに該当する施設として知事が認めるものについては、第9条及び第11条の規定は、適用しない。

(1) 専ら特定の者のみが利用することができる第2種施設であつて、当該特定の者以外の者について受動喫煙が生ずるおそれがないもの

(2) 専らたばこ又は喫煙具の販売業を営む店舗であつて、当該店舗内において客に喫煙をさせる方法により、これらの商品を販売するもの

2 前項の規定による認定を受けようとする公共的施設の施設管理者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。

3 （略）

本条では、上記の個別の条による規則委任事項のほか、保健福祉事務所長への事務の委任、立入調査等をする職員の指定（第16条第1項関係）、身分証明書の様式（同条第2項関係）その他の本条例の施行に関し必要な事項についての定めについては、規則に委任することとしたものである。